

第2節

監視・観測等の体制の整備及び 環境情報の提供

1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、の監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、硫酸酸化物と窒素酸化物を監視しており、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38(1963)年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内7カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測局を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫酸酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫酸酸化物の排出量が10Nm³/時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11(1999)年度から、同地域における燃料使用料2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を行っています。

図5-2-1 環境総合監視システムの概念図



